

D

地域福祉とまちづくりの融合の推進

本市には福祉活動以外に、様々な仕事・活動をしている人がたくさんいます。仕事・活動の目的が福祉そのものでなくても、結果として地域課題の解決に結びつくこともあります。様々な世代・分野の人が本市に関心を持ち、本市のよりよい未来について考えてくれるような仕掛けが必要です。

また、いつ起こるか分からない災害、日々変わっていく社会に対応していきけるような地域づくり、活動のあり方をみんなで検討し、できることで参加していく意識の醸成を図っていきます。

		地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
様々な人とのつながり	16	福祉活動とまちづくり活動の協働を目指し、様々な分野における人とのつながりづくりを進めます。
		「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
	17	「こえる場！」における運営体制の基盤を確立し、参画企業等とのつながりをもとにした事業を新たに展開していきます。
		防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進 ※「再犯防止推進計画」
	18	感染症を含めた災害に対応していくための仕組みづくりと、災害・防犯・更生保護等の啓発活動を推進します。
		まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
	19	多くの人々が本市に愛着を持ち、自由に活動に参加・検討できる仕組みづくりと、福祉活動のための人材育成を進めます。
柔軟な施策展開		人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり
	20	効果的な情報発信やバリアのないまちづくり等の取組を進め、持続可能な福祉施策の展開を図ります。

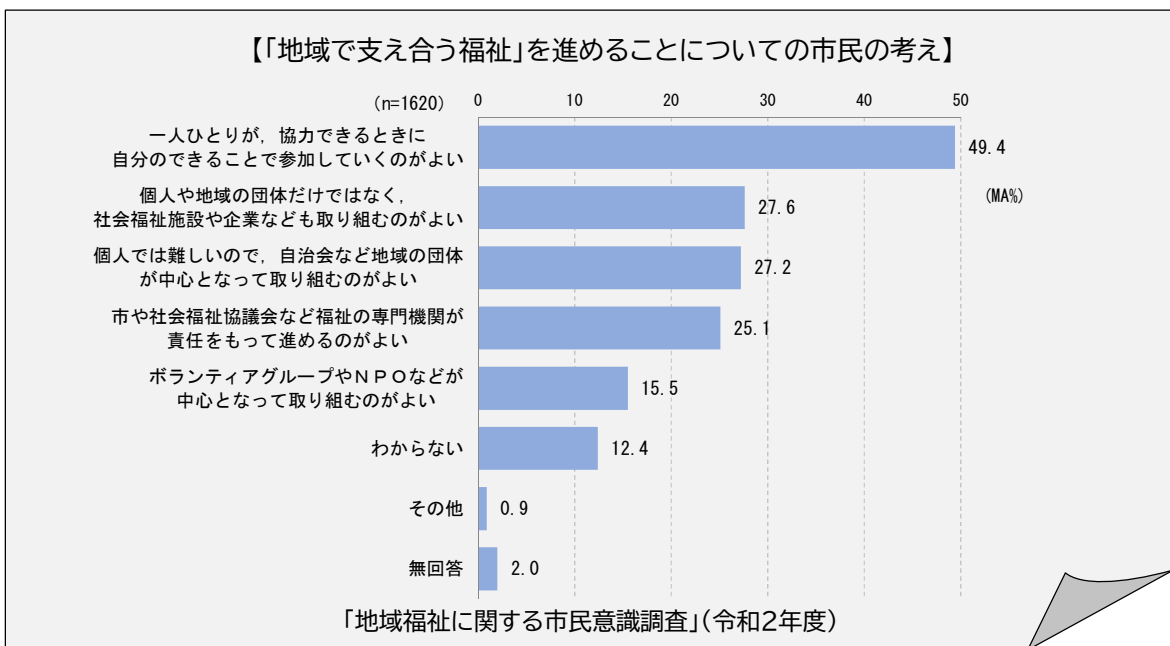
施策 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり

現状

地域福祉活動をする人と、自治会等のまちづくりの活動をする人が協働している地域では、支援が必要な人も含めた気かけあう地域づくりができ、地域福祉活動への幅広い参加につながっています。一方で近隣同士の付き合いが少なく、互いに知り合うきっかけとなる活動やイベントなどが少ない地域や、活動者同士が協働していない地域もあります。

また、地域福祉活動や自治会活動と聞くと、簡単にはできない、忙しいイメージがあるため、現役で働いている人や学生などの参加が進まず、いつも決まった人ばかりが熱心に活動している状況となり、後継者がいない問題を抱えている地域が増えています。

しかし、自主的に市民活動センターなどを利用して、自分の好きな活動をしたり、自分の趣味での活動が結果としてみんなのためになるような活動に結びついていたりするなど、直接地域福祉活動に参加しているつもりではなくても、結果として広く地域のためになる活動に関わっている人たちがいます。



課題

- 1 地域福祉活動と自治会等を中心としたまちづくりの活動との連携を図り、協働を推進していく必要がある。
- 2 分野を問わず様々な活動者（団体・企業含む）との緩いつながりをもつ蓄積していく必要がある。

取組の推進方針

- 1** 地域福祉活動と自治会活動等との連携を図り、協働を推進します。
 - ・町内で民生委員・児童委員や福祉推進委員を中心とした地域福祉の活動者と自治会等のまちづくりの活動を行う人などが連携し、支援の必要な人への声掛けや見守り活動、イベントを企画・開催している地域にスポットを当て、上手く連携できている理由、連携することの利点等を聞き取り、その方法の横展開を図ります。
 - ・民生委員・児童委員の活動に、地域の理解と協力が得られるよう協働のきっかけづくりを行います。
- 2** 分野を問わず様々な活動をする人（団体・企業含む）との緩いつながりをおしずつ蓄積します。
 - ・福祉部の職員や福祉の専門職等が、福祉分野以外で活動している人や団体から話を聞く機会をつくり、活動のヒントを得ることや、課題解決と一緒に取り組むきっかけとなるよう、緩いつながりを蓄積していきます。
- 3** 福祉分野と市民活動分野とのつながりをお強化します。
 - ・市民参画・協働推進室と地域福祉課が定期的な情報共有を行い、互いの強みを生かして、楽しみながら全世代の交流が生まれる活動づくりに取り組みます。
 - ・市民活動センターと社会福祉協議会や福祉の専門職等が協働することで、活動者同士が出会い、新しい企画や活動が生まれたりするような仕組みを検討していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・地域で活動する人たちに対し、専門職自身の周知ができていないと感じる。
- ・地域で活動する人たちの間でも、互いの活動内容を知らないケースがある。
- ・地域の活動を広げていくために、企業で働く人に福祉マインドを伝えていく必要がある。
- ・領域やジャンルを超えて企業等が協力（協賛）してくれれば、地域の活動が広がる。
- ・支援の成功事例を積み上げ、横展開していくための情報共有が大切だ。



施策 17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化

現状

平成 29 年度（2017 年度）から行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場！」の取組がスタートしました。地域活動を行っている企業・団体等と市がつながり、協働による地域課題の解決を目指しています。

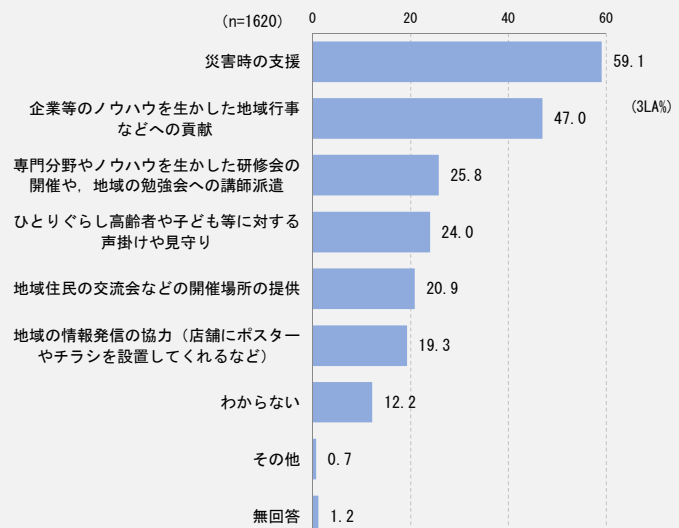
令和 2 年度（2020 年度）現在 37 の企業・団体等が「こえる場！」に参画しており、これまでの市と委託事業者等との関係を超え、取組のアイデアを実現するなど活動の展開につながることができました。また、社会的に孤立している人が、様々な働き方をすることができる場の創出を目指し、社会福祉協議会や就労準備支援事業から参画企業・団体等へ連携を提案することにより、就労体験等の受け入れが実現した事例があります。このような実践を踏まえ、今後の事業展開や事務局運営のあり方を検討する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、今のところ具体的な検討には至っていません。

一方、市が包括連携協定を締結している民間事業者等と、協働して地域を盛り上げていこうという流れがあります。連携の内容としては、子育て支援から福祉の向上に関する事、協働のまちづくりに関する事など多岐にわたり、新たな活動や取組の可能性が広がっています。

「こえる場！」とは、地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」を進め、様々なアイデアを実現していく取組です。



【市民が望む、企業や事業所における地域福祉推進への関わり方】



「地域福祉に関する市民意識調査」(令和2年度)

【取組事例】

- **あしやキッズスクエアで子どもたちに釣りの授業を実施**
企業の「子ども向けに釣り教室がしたい！」という想いが、担当職員につながり実現しました。
- **「食」に関するイベントによる日常的な居場所につながる取組**
地域のニーズに応えられるような居場所づくりを目指し、多様な参加者と協働で「食」に関するイベントを実施しました。



あしやキッズスクエアで釣りを学んでいる様子

課題

- ① コロナ禍でも「こえる場！」の目的を達成できる手法や継続したつながりについて検討し、様々な成果を生み出す場や機会（プラットフォーム）をつくる必要がある。
- ② 地域課題の解決のための協働のあり方について、検討する必要がある。

取組の推進方針

- ① 継続的な交流の機会の設置や定期的な情報発信・集約に取り組み、多様な企業・団体等の参加を増やします。
 - ・企業・団体等に向けて、継続的な交流の機会を設け、取組事例等を定期的に紹介したり集約したりすることで、地域福祉への興味・関心を維持・継続・発展できるように努めます。
 - ・まずは福祉の専門職から地域課題の解決に向けて、企業・団体等へ連携の提案ができるよう取り組みます。
- ② 地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業・団体等をつなぐ仕組みをつくります。
 - ・「こえる場！」への参画企業・団体等が地域課題について話し合う場に参加し、地域で活動している人と直接出会うことで、地域住民と企業・団体等のつながりを構築していけるような仕組みをつくります。
- ③ 「こえる場！」の位置付けを明確にし、事務局運営の体制整備を検討します。
 - ・庁内関係課で「こえる場！」の位置付けや運営体制を検討し、企業・団体等との協働や今後の展開について、よりよい形で実施していける仕組みをつくります。

計画策定に関する会議等での意見

- ・「こえる場！」を知らない人が多い。よい取組をしていても市民に届いていない。
- ・包括連携協定の企業等に「こえる場！」に参画してもらえるよう検討する。
- ・既につながっている企業等に「一緒にできること」をヒアリングしてはどうか。
- ・企業との協働は、継続していくことが難しい。
- ・福祉分野以外に様々な専門職が地域にいるはずなので、その専門職と協働したり「こえる場！」の取組を考えたりしてはどうか。

施策 18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進

※「再犯防止推進計画」

現状

各地域において防災訓練や防犯パトロールの取組が行われており、市民意識調査の結果でも防災や防犯への関心が高くなっています。また、全世代が共通して取り組める地域活動のテーマでもあります。

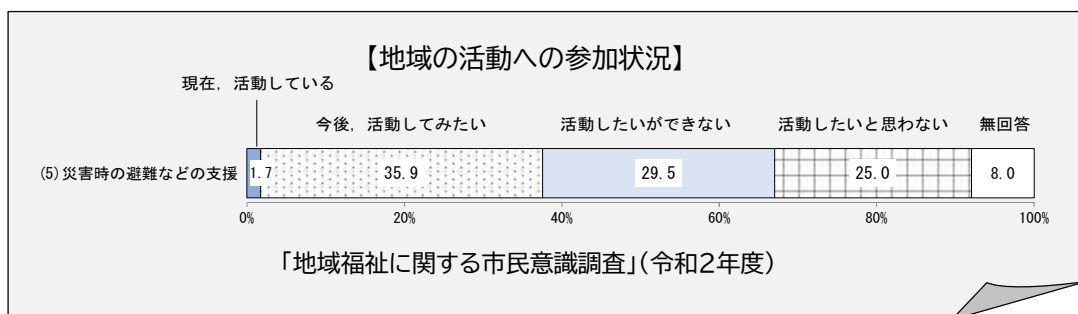
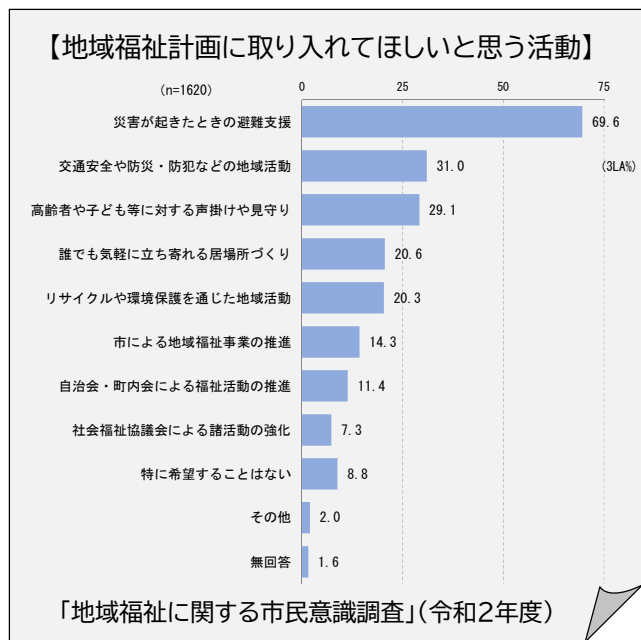
緊急・災害時における要配慮者支援の取組として、民生委員・児童委員が高齢者宅を訪問し、緊急・災害時要援護者台帳への登録を案内することで、日ごろからの関係づくりを進めています。また、この台帳をもとに作成した要配慮者名簿を活用し、受領や活用状況に地域差はありますが、地域の人たちによる要配慮者支援の取組が進められており、個別避難計画の策定も進めています。

近年の災害としては、新型コロナウイルス感染症の影響もその一つに挙げられます。対面での会話や外出を控えるようになり、生活様式も大きく変化しました。人との接触を伴う地域活動全体が停滞したことで、要配慮者の体力低下や孤立の問題もあります。

一方、新たな交流の形として、オンラインの活用が少しずつ広がってきています。外出控えの生活が続く中、改めて人と人とのつながりや交流のあり方を考える必要があります。

防犯や交通安全の取組については、防犯教室や交通安全教室などの啓発を繰り返し行い、関係機関同士で連携した通学路点検の取組も定着しています。

また、保護司会、防犯協会、自主防災会、青少年育成愛護委員会等の団体が地道な地域活動を重ねることで、本市の安全で安心な生活環境を下支えています。



課題

- ① 災害に備え、地域住民が日ごろから協働し、訓練の実施や見守り活動が促進されるよう、啓発や福祉の専門職との連携支援が必要である。
- ② 対面以外でつながる方法や交流できることの周知・啓発、実践により、今あるつながりを維持することが必要である。
- ③ 安全・安心なまちづくりの取組を通して、地域ぐるみで支え合う意識の醸成が必要である。

取組の推進方針

- ① 災害時支援を通じた、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。
 - ・防災安全課，高齢介護課，障がい福祉課，地域福祉課が協働し，地域での要配慮者支援の取組が広がるよう，要配慮者名簿を活用した要配慮者支援の運用の見直しを行います。
 - ・地域での防災訓練や見守り活動が促進されるよう，防災の取組への参加が少ない世代への働きかけや支援を必要とする人への啓発，福祉の専門職への啓発や連携した取組を進めていきます。
- ② 新たな生活スタイルに応じた様々な交流の実践やICT活用促進に取り組みます。
 - ・コロナ禍でも実践されてきた地域活動の情報を集め，その取組を紹介するなどの横展開を図ります。
 - ・市内の高校生ボランティアが中心となって実践しているスマホカフェやオンライン交流会について，つながりたい人が交流の機会を持てるよう，講師役を担える人員を増やすなど，取組を促進します。
- ③ 防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりを進めます。
 - ・地域で活動をする人同士の意見交換会や情報交換会等交流の場を持つことで，地域の防犯意識と協働の意識を高めます。
 - ・日ごろから子どもたちが自分の身を守ることを意識できるよう，交通安全教室や防犯教室等の啓発を継続して実施します。
 - ・更生保護に関する取組を推進していきます。（P66～67の再犯防止推進計画参照）

4 安全を高める施設や設備の整備を進めます。

- ・「芦屋市通学路安全プログラム」に基づき、今後も児童生徒の登下校中の安全の確保と防犯の観点から、通学路に危険な場所はないかの点検や対策を行っていきます。また、関係機関同士の連携体制を維持することで、児童生徒の安全確保の取組をさらに推進していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 要配慮者名簿の活用等を含めた具体的な地域の見守り活動について話し合うべきだ。
- ・ 避難訓練を色々な場所で、ゲーム形式など楽しく工夫し、年に複数回実施するとよい。
- ・ 地域住民と専門職が普段から防災倉庫の使い方を確認し、防災意識を高めてはどうか。
- ・ 市職員は地域のイベントに顔を出すなど、災害に負けない意識づくりを実践してほしい。
- ・ 要配慮者支援の運用見直しの際には、当事者たちにその内容をしっかり伝え、声も反映してほしい。
- ・ コロナ禍における今後の地域福祉の明確な方向性を書いていないので、「集う活動」についてどう考えるかを特記してほしい。

再犯防止に向けた取組の推進方針（芦屋市再犯防止推進計画）

犯罪をした人の中には、貧困、病気、何らかの障がいや高齢等を理由に就労できないなど、様々な「生きづらさ」を抱えている場合があります。その人たちが再び犯罪をすることなく安定した生活を送るためには、再犯に走ることを思いとどまることができるような人や地域とのつながりが大切です。地域共生社会の「みんなで支え合う」「それぞれの個性を認め合う」という考えは、犯罪をした人に対しても同じです。

犯罪をした人は、反省と償いを経て、地域に帰ってきます。しかし、そこに「居場所」がなければ、再び犯罪を重ねてしまうという悪循環に陥ってしまいます。犯罪をした人の立ち直りを支えることは、犯罪や非行のない明るい社会づくりにつながります。

また、再犯防止に向けては、保護司会等の更生保護団体との連携や協働、さらには地域住民の温かい見守りが必要です。

本市は地域福祉計画の基本理念のもと、地域住民の理解と協力を得ながら、犯罪や非行からの立ち直りを支援するとともに、誰もが安心して心地よく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

更生保護のマスコットキャラクター
ホゴちゃん

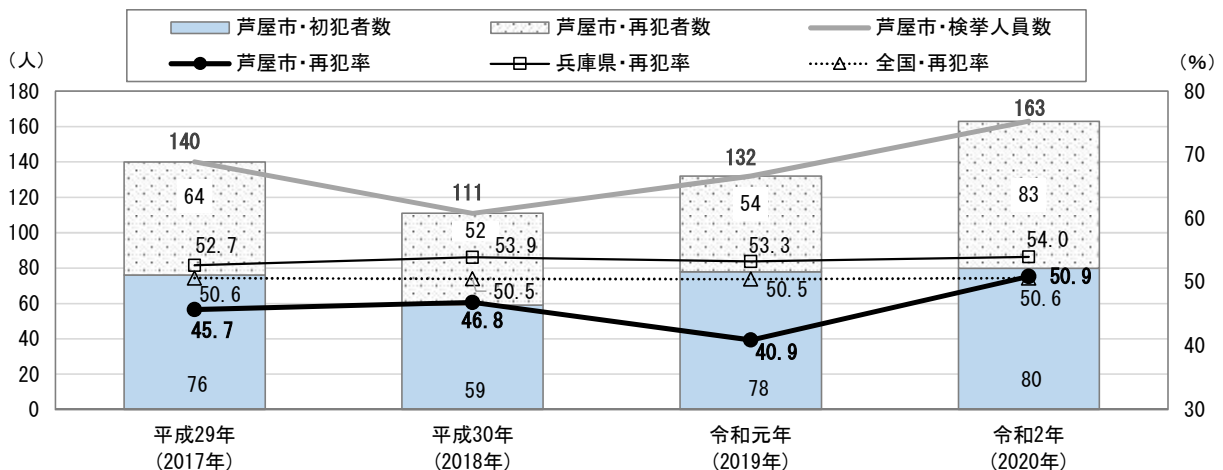


取組の推進方針

- ① 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”を通じて、広く市民の方や企業・団体等への再犯防止に対する関心や理解を深められるよう取り組みます。
- ② 保護司会や更生保護女性会など更生保護団体を支援し、連携と協働を進めます。
- ③ 犯罪をした人の自立に関する相談ができることなども含め、福祉の総合相談窓口のさらなる周知に取り組みます。
- ④ 関係機関や民間の企業・団体等と連携しながら、社会復帰を求めている人たちの就労に向けた相談や、就労先・活動場所の確保等の取組を進めます。
- ⑤ 教育委員会や学校園と連携し、子どもたちや若い世代に向け、作文コンテストをはじめとする更生保護の啓発事業や企画を展開していきます。
- ⑥ 地域での見守り活動を行っている各種団体の活動を支援し、地域や社会から孤立する人がなくなるよう、つながりのあるまちづくりを進めます。
- ⑦ 庁内関係課、保護観察所、更生保護団体と定期的に情報共有や協議の場を持ち、啓発事業を中心に、連携した取組を展開していきます。

芦屋警察署の刑法犯検挙人員は平成30年（2018年）に111人に減少し、令和元年（2019年）に132人、令和2年（2020年）には163人と増加しました。再犯率は令和元年（2019年）に40.9%と全国や兵庫県より低い状況でしたが、令和2年（2020年）は50.9%と全国値を上回りました。

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯率の推移



資料：法務省大阪矯正管区からのデータを基に芦屋市で作成

- 注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
 注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。
 注3 このグラフで示す「芦屋市」とは芦屋警察署での検挙数であり、芦屋市民以外の数も含まれる。

施策 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進

現状

市民に向けた研修においては、市民活動分野における芦屋まちデザインラボ等の人材育成、福祉分野におけるひとり一役活動の推進、認知症サポーターの養成、権利擁護支援者の養成等、様々な人材育成や啓発事業を行っており、修了者のフォローアップ研修の機会を設け、継続的な活動のモチベーションの維持を図っているものもあります。

一方、市の計画策定の委員や審議会の委員については、会議の場での協議はあるものの、その他で相互に自由に意見を交換するような学びの機会や活動につながる機会への広がりはありません。

また、市職員には社会の変化や地域課題に応じ、様々な人と連携することや協働することを通じて地域とともにまちづくりをしていくことが求められており、実際に地域に向かい対話をすることや、交流、協議、研修等の学びの機会が必要です。

【芦屋市の地域福祉に関する自由意見・アイデア（一部抜粋）】

- 現役を引退した人で様々な能力・技術力を持つ人は多くいるので、シルバー人材としてではなく、ボランティアで活躍できる場を用意し、気軽に参加できる機会や場があればよいと思う。
- 学生がもっと地域のボランティアに参加しやすいようになればいいと思う。
- 若い人が活躍してこそ市も街も発展する。若者が生き生きと働ける街づくりを切に願う。
- 若い人たちが住みたいと思うまちづくりが大事
- 近隣の大学などと積極的に連携してはどうか。学生の中にも地域連携や社会・地域貢献の取組に興味がある人はいると思うし、その機会創出を市が中心となり担ってほしい。

「地域福祉に関する市民意識調査」（令和2年度）

課題

- ① 福祉活動をする人材を増やすため、広く地域福祉の啓発に取り組む必要がある。
- ② 多世代あるいは同世代同士がつながることの大切さを理解し、試行的に継続して活動に取り組んでいけるような人材の発掘と育成が必要である。
- ③ 計画を円滑に推進できるよう、芦屋に愛着のある人たちが自由な研究的活動を通して、交流できる機会が必要である。
- ④ 市職員が制度横断的な人材に成長するため、研究的な視点を身に付けられるよう地域住民、関係団体、企業等と協働できる研修の機会を確保する必要がある。

取組の推進方針

- 1** 若い世代を中心に幅広い世代が地域と関わり、ともに学ぶ取組を進めます。
 - ・地域活動にあまり参加できていない、20歳代から50歳代の世代を巻き込んだ交流行事やイベントを試行的に実施していきます。
 - ・教育機関や学生たちとも連携していくことで、若い世代の人たちが地域活動へ参加するきっかけをつくります。
 - ・若い世代の人たちが活動の担い手やつながりを広げる役割として、活躍できる仕組みづくりを行います。
- 2** 芦屋のまちづくりに多様に関わる人たちが、自由に協議し、企画・提案等ができる場や役割を確保します。
 - ・研究者、コンサルタント人材、専門職、地域リーダー、民間企業、さらには市職員が自由に協議や研究活動ができる機能（場や役割）を確保します。
- 3** 市職員が市民や企業等と協働できるような人材育成の機会を確保します。
 - ・市職員が地域の資源や魅力を発見し、地域と協働できる人材となるよう、庁内において地域福祉の活動を周知し、市民や関係団体、企業等との協働が体験できる機会を確保します。



計画策定に関する会議等での意見

- ・認知症サポーターが活躍できるよう、具体的な取組を考えていかなければいけないと思う。
- ・花火や餅つきなどのイベントは世代を超えて人気なので、多世代交流のきっかけとなる。
- ・市内の教育関係者をつなげる仕組みづくりを検討してはどうか。
- ・福祉をテーマにした映画会や、高齢者生活支援センター職員による講演会を開催してはどうか。
- ・担い手のやりがいを見出すことや、地域活動の魅力を伝えることが必要だ。

施策 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

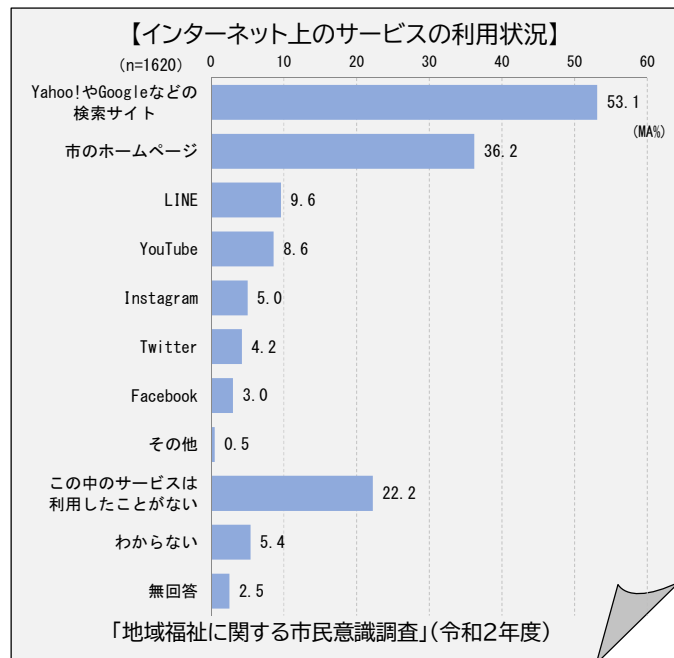
現 状

人口減少・少子高齢化が急速に進むとともに、ICT化やグローバル化など、社会の情勢が大きく変わっていく中、新たな都市のあり方が求められる時代を迎えています。

特にICT化の流れは早く、小学1年生からタブレットを使用した授業が始まったり、子どもから高齢者までスマートフォンを使っていたり、テレビではなくSNSや動画配信から情報を得ている人が増えています。

こうした人口減少や社会変化が進む中でも、あらゆる人の社会参加の機会を確保するため、誰もが暮らしやすいまちにするバリアフリーなどの取組を進めることや、多様な参加の方法を検討していく必要があります。なお、令和2年（2020年）7月に公表された「芦屋のまちづくりのための市民アンケート」では、約80%以上の人が本市に住み続けたいと回答しています。人口減少やコロナ禍によるこれまでの生活様式や活動の変革が求められる中、さらに本市を暮らしやすく魅力のあるまちにするため、一人でも多くの人たちが、何ができるかを考え、行動に移していただくことが大切です。

このように社会情勢の変化を見据えながら、あらゆる人の参加や価値創造によって、安全・安心で暮らしの魅力が高まるまちづくりが求められています。



課 題

- ① 様々な人が関わることができる仕組みを検討し、ICTの活用や情報発信力を高めるための取組を進めていく必要がある。
- ② 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める必要がある。
- ③ 芦屋市の魅力を伝え、芦屋市に愛着のある人を育てる必要がある。
- ④ 従来型の手法にとらわれず、人と資源が地域で循環する仕組みづくりを通じた共生の文化を醸成する必要がある。

取組の推進方針

- ① 多様な人が関わり、情報発信力を高める取組やICT活用促進の取組を進めます。
 - ・実際にイベントに参加した人がそのイベントを周知したり、その様子を動画で友だちに共有したりするような取組など、情報発信・情報共有について試行的に実践し、様々な人が関わることでできる仕組みづくりを進めていきます。
- ② バリアのない誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます。
 - ・道路や公園、建築物などの工事や改修の際は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れ、誰もが外出しやすく安全で安心なまちづくりを進めます。
 - ・障がいや理由とする差別のないまちづくりに向けて、合理的配慮の提供の取組を進めます。
 - ・移動や外出の支援として、移動店舗の活用や出前型サービスの推進など、日常生活の利便性を高める取組を進めます。
- ③ 地元へ愛着を持つことのできる取組を進めます。
 - ・遠くからでも芦屋を応援してもらえるよう、寄附文化を広げていきます。
 - ・地域の企業・商店・団体などが地域活動へ応援・参加し、住民側もまた、企業・商店・団体を応援するといった循環型の取組を啓発します。
- ④ 多様な手法を柔軟に取り入れ、持続可能な地域福祉活動を検討します。
 - ・人口減少に備えた有償ボランティア活動についての検討や、地域にある課題の解決に向けたコミュニティビジネスの手法について検討していきます。
 - ・寄附金を上手く活用することで、共生のまちづくりに向けて地域福祉活動への参加者や、芦屋を応援してくれる人たちを増やしていきます。
 - ・今ある制度では対応が難しい課題解決のために、制度の枠に当てはまらない支援の方法を検討し、提供できるよう準備を進めます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・地域課題をもとにしたコミュニティビジネスを検討してはどうか。
- ・継続して情報発信していけるような仕組みを検討できないか。
- ・広報紙等で地域福祉に関する記事を連載するなど、情報を発信していけないか。
- ・商工会の会員の店舗で、社会福祉のイベントの告知等の支援を行うことはできる。
- ・コロナ禍の経験を今後の取組に活かしていくといった内容を、計画に盛り込めないか。

Dの推進のための主な関係課

16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり

地域福祉課, 市民参画・協働推進室

17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化

地域福祉課, 政策推進課, 市民参画・協働推進室

18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進 ※「再犯防止推進計画」

地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 建設総務課, 道路・公園課, 防災安全課
学校教育課, 青少年愛護センター

19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進

地域福祉課, 人事課, 市民参画・協働推進室, 生涯学習課

20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 政策推進課, 市民参画・協働推進室
地域経済振興課, 都市計画課